

市第64号議案

横浜みどり税条例の一部改正

横浜みどり税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜みどり税条例の一部を改正する条例

横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 平成26年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例附則第 9 条の 4 の 2 の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする。この場合における市税条例第26条及び第33条の 4 第 1 項の規定の適用については、市税条例第26条中「前条」とあり、市税条例第33条の 4 第 1 項中「第25条」とあるのは、「横浜みどり税条例第 2 条第 2 項」とする。

第 3 条第 1 項中「平成26年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「平成25年12月31日」を「平成30年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定は、平成26年 4 月 1 日から施行す

る。

提 案 理 由

市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の特例を適用する期間を延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜みどり税条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（個人の市民税の均等割の税率の特例）

第 2 条 平成 21 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例第 25 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする。この場合における市税条例第 26 条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「横浜みどり税条例第 2 条第 1 項」
第 2 条

2 平成 26 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例附則第 9 条の 4 の 2 の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする。この場合における市税条例第 26 条及び第 33 条の 4 第 1 項の規定の適用については、市税条例第 26 条中「前条」とあり、市税条例第 33 条の 4 第 1 項中「第 25 条」とあるのは、「横浜みどり税条例第 2 条第 2 項」とする。

（法人の市民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 312 条第 3 項第 4 号に規定する期間（次項において「期間」という。）に係る法人の市民税の均等割の税率は、市税条例第 26 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額に、当該額に 100 分の 9 を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」と

あるのは、「横浜みどり税条例第 3 条第 1 項」とする。

(第 2 項省略)

(特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例)

第 5 条 次に掲げるそれぞれの割合に相当する緑化を行った部分（以下「基準緑化部分」という。）に加えて更に当該割合に 5 パーセントを加算した割合以上の緑化を行った場合における当該基準緑化部分を超えて緑化を行った部分（以下「特定緑化部分」という。）を有する建築物の敷地の用に供されている土地（面積が 50 平方メートル未満のものを除く。）について現に当該特定緑化部分が存するものと市長が認定し、かつ、当該土地に存する基準緑化部分及び特定緑化部分（以下「緑化部分」と総称する。）に係る建築物の所有者又は管理者が当該緑化部分について 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から 平成 30 年 12 月 31 日 平成 25 年 12 月 31 日 までの間に締結した場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該契約を締結した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 10 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち当該特定緑化部分が当該土地に占める割合に相当するそれぞれの額のそれぞれ 4 分の 1 に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(農業用施設用地に対して課する固定資産税等の特例)

第 6 条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 3 号又は第 4 号に規定する施設（以下「農業用施設」という。）の用に供する土地（固定資産評価基準（昭和 38 年自治省

告示第158号)第1章第3節四本文の定める方法により評価されるものを除く。)の所有者が当該土地に存する当該農業用施設について10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に締結し、かつ、市長があらかじめ定める基準により都市部における緑地としての農地の保全に寄与することとなる農業用施設の用に供する土地として当該土地が指定された場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該指定の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、第1号に掲げる固定資産税額又は都市計画税額から第2号に掲げる固定資産税額又は都市計画税額に相当する額を減じて得たそれぞれの額に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

(第1号及び第2号省略)